様式第２号

事　業　計　画　書

（※市ホームページに掲載予定ですので、できる限りわかりやすく記載してください。）

団体名　　伊子志自治会

１　事業種別	行政提案型・○自由提案型
※行政提案型 事業テーマ	（事業種別が行政提案型事業の場合のみ記入）
２　事業名	1.市役所通り植栽帯整備（その２）と 2.市道宝塚仁川線植栽帯整備補助

３　事業を行おうとした動機・必要性

１．市役所通りの植栽帯整備

昨年度、きずなづくり事業として、市役所通り（市道逆瀬川米谷線）の歩道部植樹帯に、雑草が生えるのを防止するためのグランドカバー植物（※クラピア）を植付けました。（消防署前交差点から伊子志１丁目交差点訳 300m）

その延長事業（その２）として、市役所通りは、伊子志１丁目交差点からアピア３店舗東入口付近）と宝塚仁川線は、伊子志一丁目交差点付近を行いたく、今回も約 200m ほど、申請いたします。

※クラピアは、付近の歩道植樹帯で、H7 年度歩道工事で撤去処分されるものを使用します。

（位置図参照）

２．市道宝塚仁川線植樹帯整備補助

市役所の道路管理課と公園河川課が、管轄管理している（市道宝塚仁川線道路歩道部の植樹帯では、草刈と剪定は、※年４回（5 月中旬．8 月．10 月．12 月）も、植木業者に発注して毎回キレイに行なわれていますが、植栽帯で、勝手に生えてきた雑低木の成長が非常に早い為、横断歩道部付近でも、大人の背丈くらいに高くなることが、たびたび見受けられます。

※市役所前通りは、5 月中旬．10 月．12 月の年３回

道路横断する場合に、小学生の背丈より伸び放題の雑木が勝る期間が長くなることも有り、

長年の樹木管理の中で、剪定前の時期に、見通しが悪い場所及び通行障害など、安全な道路交通に不安を来す時期が度々あり、特に、交差点や横断歩道両側付近では、樹木や植栽の為、歩行者（特に背の低い子供）や自転車が、渡るのや待っているのが見えない場所が有り、飛び出しで交通事故の危険性が高くなっています。

今回の事業は、その伸び放題となる雑木の撤去処分を、業者の剪定後に、地上際での追加剪定、処分を追加することです。

以上のことから、少しでも交通安全対策になればと、各地区の模範となるようにします。。

（市道路管理課、公園河川課に、今回の事業を報告しています）

４　事業を行う目的と期待される効果

※審査基準のうち「効果の広域性」「独創性」「継続性」が判断できる内容を含めて記載してください。

1．市役所通りの植栽帯整備

昨年度、市役所通りのクラピア植込み場所の、クラピアの除草効果が、年々、良くなっていくと、見込まれています。

2．市道宝塚仁川線植樹帯整備の補助

公園河川課は、道路歩道部の植樹帯の剪定除草の業者への指導管理をしていますが、その植込みの中にある枝の、雑木との見分けまで、見分ける知識ある職員は、あまり居られないと思います。また、業者も知っては居るものの、見た目に、分からなければ、敢えて根元まで切断処分は、しないでしょう。

5　申請までの検討経過

6　事業の内容

※実施時期、場所、回数、参加予定人員等を含めて具体的に記載してください。

1. 市役所通りのクラピア植込み実施時期は、クラピア植物の成長時期に合わせて、5月から梅雨前の6月に植込み実施完了して、その成長管理を秋まで行います。
   植込みは、シルバー人材センターの職人で、回数は4回(2人×2回と1人×3回)計70,000円

2. 宝塚仁川線の実施時期は、定植(赤花トキワマンサク)の間から繁殖される雑木との見分けが、難しいので、公園河川課が業者に委託して実施する、年4回の剪定後すぐに、追加の雑木処理を実施していきます。
   雑木処理もシルバー人材センターの職人で、回数は4回(2人×4回)で計80,000円

7　市の担当課との事前協議の経過（事業種別が行政提案型事業の場合のみ記入）

市役所との調整

今年度も、道路歩道を管理する道路管理課(石川氏)
現地植栽を管理する公園河川課(出中氏)
2課所に5月初め、概略説明して、2路線の剪定除草時期も確認しました。
公園河川課の剪定時期から雑木撤去他との時期を調整して実施します。

8　実施する安全対策

植栽部の作業は、歩道部の作業のため、歩行者や自転車が通ります。
なるべく、通行量の多い時間帯は避け、早朝などの時間帯に作業します。
作業中は、カラーコーン、作業中看板を作業場所の端と端に置き、常に、歩行者や自転車の通行に支障の無き様に注意を払い、安全に配慮して作業します。